

1 収集制限 本人収集

<p>行政機関法 (H17.4月施行)</p>	<p>(利用目的の明示) 第四条 行政機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。))第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>
<p>神戸市 (H10.4月施行)</p>	<p>(現行条例) 2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に規定があるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p>
<p>札幌市 (H8.4月施行)</p>	<p>(現行条例) 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠くことその他の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が札幌市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p>
<p>仙台市 (H9.10月施行)</p>	<p>(現行条例) 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき 二 本人の同意があるとき 三 出版、報道等により公にされているとき 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき 五 所在不明、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如その他の事由により、本人から収集することが困難であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき 六 争訟、選考、指導、相談、交渉等を伴う事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのでは当該事務事業の目的を達成することができず、又は当該事務事業の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき 七 他の実施機関又は実施機関以外の本市の機関から個人情報を収集する場合において、当該個人情報をこれらの機関から収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に</p>

	<p>侵害するおそれがないと認められるとき</p> <p>八 国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)から個人情報を収集する場合において、当該個人情報を国等から収集することが事務事業の性質上やむを得ないと認められるとき</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、仙台市個人情報保護審議会の意見を聴いて、事務事業の性質及び内容、本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、当該事務事業の目的を達成するため、当該個人情報を本人以外の者から収集することに相当の理由があると認めるとき</p>
<p>千葉市 (H8.4 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。</p> <p>(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。</p> <p>(8) 国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)から収集する場合であって、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。</p>
<p>さいたま市 (H13.5 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く等の理由により本人から収集することが困難なとき。</p> <p>(5) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。</p> <p>(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(7) 国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(8) 前各号のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、本人に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>

<p>横浜市 (H12.7 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。</p> <p>(7) 第9条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>4 実施機関は、個人情報を第2項第8号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第2号に掲げる事由により収集しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>川崎市 (S61.1 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に掲げる場合においては、届出業務に係る個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>(1) 本人以外のものからの収集について法令の定めがあるとき。</p> <p>(2) 緊急やむを得ない理由があるとき。</p> <p>(3) 公刊された出版物によって、公知性が生じた個人情報を収集するとき。</p> <p>(4) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を当該本人に通知しなければならない。</p> <p>4 法令等の規定により、本人が申請行為その他これに類する行為を行う場合については、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。</p>
<p>名古屋市 (H8.10 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意を得ているとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することが困難なとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。</p> <p>(7) 他の実施機関から収集することに相当の理由があると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(8) 実施機関以外の本市の機関、国、他の地方公共団体その他公共的団体等から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。</p>

<p>京都市 (H6.4 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令(条例を含む。以下同じ。)に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。</p> <p>(7) 他の実施機関又は実施機関以外の本市の機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(8) 国、他の地方公共団体又はこれらに準じる団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>4 実施機関は、第2項第8号若しくは第9号又は前項第2号の規定により個人情報を収集したときは、遅滞なくその旨を京都市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。</p>
<p>大阪市 (H7.10 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき</p> <p>(2) 本人の同意があるとき</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から個人情報を収集することが困難なとき</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは当該事務事業の目的を損ない、又は当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるとき</p> <p>(7) 本市の他の機関若しくは国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)から個人情報の提供を受けることが事務事業の執行上やむを得ないと認められる場合又は第三者から個人情報を収集することが公益上必要と認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき</p> <p>4 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき(争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。)は、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務事業の執行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 実施機関は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。</p>

<p>広島市 (改正 条例 16.4月 施行)</p>	<p>(改正済み条例)</p> <p>4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定に基づいて収集するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づいて収集するとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産の安全の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めて収集するとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が広島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認めて収集するとき。</p>
<p>北九州市 (H4.10 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。</p> <p>(7) 国若しくは地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第11条第1項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p>
<p>福岡市 (H3.9 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 本人の生命、身体又は財産の安全等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(5) 所在不明、心身喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。</p>